

令和3年度 岡崎支部研修会

相続について

— 遺産分割協議書の依頼を受けたら —



愛知県行政書士会
岡崎支部 鍋田建治

第1部 基礎の復習

1. はじめに

まずは依頼人から、気になることを聞くこと。(過去の人間関係の積み重ねに起因した非協力的な態度から紛争になることがあるので、それを防ぐ意味で)。又、全員の合意を得ることが大事なので、法律分割にとらわれず、()の有無等を聞き、()があれば公平な、調整役の立場で、まず訊かれたことに答えること。

2. 適用する法の確定(被相続人の死亡日と国籍)

(1) 被相続人が外国人の場合

- 基本的な考え方は、「相続は、()の()による」(法の適用に関する通則法36条)であり、不動産については所在地の法律を適用するところもある(アメリカの国際私法 Restatement of Conflict of Laws 249条)。
- 中国(中華人民共和国涉外民事関係法律適用法31条)
法定相続は、被相続人死亡時の經常的居所地の法律を適用するが、不動産は、不動産所在地の法律を適用する。
 - 韓国(大韓民国国際私法49条)
相続は、死亡当時被相続人の本国法による。ただし、2項で遺言に適用される方式によりとあるので、遺言で日本法とあれば日本法で。

・ファイリピン(ファイリピン民法16条)

動産、不動産を問わず、被相続人の本国法を適用。なお、イスラム教徒の場合には、ファイリピン民法でなくイスラム身分法で。

(2) 被相続人が日本人の場合は相続開始時(死亡日)によって(旧法主義)

改正法は、施行日後に開始した相続について適用される。

① 旧民法(別紙1参照)

昭和22年5月2日以前に開始した相続に適用。ただし、新法に至るまで家督相続人を選定しなかった場合には、新法の親族法、相続法が適用される(附則25条2項本文)。

② 民法の応急措置法(別紙2参照)

新憲法の理念()と)に反する部分を応急的に廃止した。昭和22年5月3日から昭和22年12月31日の間に発生した相続に適用。

③ 新民法(新憲法の理念に基づいて大改正)

昭和23年1月1日から昭和37年6月30日までに適用。

内容は今後の改正から推測しよう。

④ 昭和37年改正(実務の混乱解決に、別紙3参照)

昭和37年7月1日から昭和55年12月31日までに適用。

()に対する財産分与の制度が新設された。

(相続人以外の人にも配慮すべきとして)

⑤ 昭和55年大改正(紛争の解決に、別紙4参照)

昭和56年1月1日から平成30年改正まで(条文により施行日が異なる)

- ・ () の法定相続分の引上げ(900条① から③まで)

	S 23. 1. 1~ S 55. 12. 31	S 56. 1. 1~ 現在
共同相続人		
配偶者と子	() と 2/3	() と 1/2
配偶者と直系尊属	() と 1/2	() と 1/3
配偶者と兄弟姉妹	() と 1/3	() と 1/4

代襲相続人について

兄弟姉妹の代襲相続に制限なし
兄弟姉妹の代襲相続に再代襲なし

- ・ () 制度の新設(904条の2)
相続人間の実質的な()を図る目的で新設された。
- ・ 代襲相続制度の見直し(889条②中887条③を準用する部分の削除)
代襲の範囲は、兄弟姉妹のときは子まで。

• 遺産分割の基準の見直し(906条)
考慮すべき事情として職業のほかに「年齢」と「心身の状態及び生活の状況」が
加えられた。

• ()の見直し(1028条)
相続人によっては3分の1であったがすべて2分の1に引き上げ。

• 法制審議会で検討されたが取り入れられなかった事項

- (1) 婚姻年数や子の数によって規律を分けること
- (2) 配偶者がいる場合に兄弟姉妹に相続権を認めないこと
- (3) 配偶者の()を保護すること
- (4) 相続人以外の者にも()を認めること
- (5) 配偶者に代襲相続を認めること
- (6) 嫡出でない子の相続分を()と同等とすること

⑥ その後の小改正

• 平成11年改正(969条 **3**、969条の2)

平成12年4月1日施行

()の見直し。手話通訳、筆談も可能。

- ・平成25年改正(900条) **4** ただし書、別紙5参照) 公布の日(平成25年12月11日)から施行、経過措置として平成25年9月5日以後に開始した相続について適用する。
 平成25年9月4日最高裁は嫡出でない子の相続分を嫡出子の2分の1とするのは違憲だと判断した。(平成13年7月当時違憲だと)
 - ⑦ 平成30年の改正(施行は条文ごとに) ()、()、()。
- 詳細は第2部にて

3. 相続人の確定(相続順位により)

- ① 順位(配偶者は常に相続人)
 第1順位は子と配偶者、第2順位は直系尊属と配偶者、第3順位は兄弟姉妹と配偶者
- ② 戸籍による確認(発行から3か月以内)
 - ・ 改正原戸籍(通称ハラ戸籍)とは改製される前の古い戸籍。
 - ・ 昭和32年に三代戸籍解消のため改製(昭和改製)
 - ・ 平成6年コンピュータ化による改製(平成改製)
 - ・ 戸籍の附票(住所履歴に関する記録)
- ③ 被相続人の確認(出生から死亡まで)
 - ・ 住民票の除票と除籍謄本(死亡届から1週間以上で)



※ 郵送による戸籍謄抄本交付申請について（同封するもの）

- ① この申請書（ ）
- ② 手数料（郵便局発行の（ ）または現金書留）
- ③ 返信用封筒（（ ）の郵便番号、住所、氏名を記入）
- ④ 返信用切手（速達、書留希望ならその分も）
- ⑤ 本人確認できる書類の写し（（ ）、運転免許証など）

• 手数料は 戸籍 450円、除籍 750円、住民票 300円 のところが多いが、各市町のホームページで宛先とともに確認すること。
大阪は郵送事務センター宛で、手数料は（ ）限定です。
多く入れ過ぎたときは、後で戻ります。

④ 相続人の確認(戸籍謄本)

- ・死亡した相続人については出生から死亡までの除籍謄本。代襲相続人の確認のため。
- ・住民票または戸籍の附票
- ⑤ 相続欠格、相続人廃除、相続放棄 は省略

4. 遺産の確定

① 不動産の確認

- 名寄帳(固定資産税・都市計画税(土地家屋)、課税明細書)、要約書
- ② 現金、預貯金、株式等(債務の有無も確認)、残高証明書等により。

5. 分割財産の確定()があればどんな分け方でもいい)

相続人等関係者間の公平(衡平)・平等を図るために持ち戻す財産(加算)と差引く財産(減算)を検討する。

(1) () (903条①)

- ・生前贈与…金額が少額である場合や、扶養義務の範囲にとどまると評価される場合は特別受益に当たらない。

ex. 1か月10万円に満たない送金(東京家審H21. 1. 30)。

逆に相当額の贈与は特別の事情がない限り、特別受益とみなされる。

ex. 持参金、嫁入り道具、結納金、支度金、養子縁組のために支出してもらった費用など。

・遺贈(死因贈与)はすべて持戻しの対象となる。

・持戻し免除の意思表示の推定(903条④)

ex. 婚姻期間20年以上の夫婦の一方である被相続人が、居住の用に供する建物またはその敷地について遺贈または贈与をしたとき。

・生命保険金…死亡保険金請求権は、その保険金受取人が自らの固有の権利として取得するのであって、相続財産に属するものではない(最三小判S40.2.2)、つまり903条1項に規定する遺贈または贈与に係る財産に当たらない(最一小判H14.11.5)。ただし、保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる()が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき()が存する場合には、持戻しの対象となる(特段の事情の該当性にについては最二小決H16.10.29などの多数の判例がある)。

・死亡退職金…生命保険金と同様に受給権者である相続人の固有の権利であると考えられており、功勞報酬的な性格が強い場合には特別受益に当たらず、生活保障としての性格が強い場合には、特別受益に当たると考えられる。

・特別受益の評価…遺産自体の評価については、遺産分割時説が通説であるが、特別受益の評価時点は相続開始時とされている。

つまり、過去になされた贈与であっても、その対象物の相続開始時の評価額に引き直して特別受益額とされる。(ex. 大阪高裁S58.6.2)

- (2) ())
 共同相続人の中で、())について寄与(())に従事、
 ())に努める等)をした者がある場合に他の相続人との間の実質的な())を
 図るため、その寄与相続人に対して相続分以上の財産を取得させる制度(904条
 の2)。共同相続人以外の親族による特別の寄与は平成30年改正の1050条で(第2部
 にて説明)。
 ・ 実質上の課題・・・当事者間で協議が成立しない())場合は
 家裁で定める(904条の2 ②)。調停・審判で寄与分が認められることには厳しく、低額
 にとどまるとの分析がある。
 ・ 特別縁故者(958条の3)・・・特に貢献した())に対して。

(3) 分割財産の計算

$$\boxed{\text{分割財産の全体}} = \text{相続財産} + \text{みなし相続財産(特別受益等)} - \text{寄与分等}$$

これを法定分割し各人の法定具体的分割財産を決める。

$$\boxed{\text{実質の各人の相続財産}} = \text{法定具体的分割財産} - \text{各人の特別受益分等} + \text{各人の寄与分等}$$

(4) 相続税について

相続開始前3年以内の贈与財産(贈与税を払っていない場合)は、課税財産に加わるので注意が必要(払っていれば控除あり)。

- 基礎控除額(その他各種減額制度あり)
3000万円 + 法定相続人数 × 600万円
- 特定事業用宅地…400㎡ までは80% 減額できる
- 特定居住用宅地…330㎡ (平成27年よりは240㎡) までは80% 減額できる。
税金が出そうなら税理士さんに相談しよう。税負担は相続割合によるのが原則。

(5) その他 (第2部にて少し詳しく)

- 遺留分を考えよう。
- 配偶者保護を考えよう。

第2部 平成30年法改正について(別紙6参照)

1. 配偶者保護

- (1) 特別受益分への()の推定(新903条④)
- 配偶者の生活の保護のため要件は
- ① 婚姻期間が20年以上の夫婦
 - ② 居住用建物又は敷地の遺贈又は贈与をしたとき(死因贈与も含む)
- 推定なので反証があれば持戻しをする。
- ・ 参考にされたのが相続税法21条の6(贈与税の特例)で、婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、専ら居住の用に供する不動産又はその取得のための金銭の贈与が行われた場合には、基礎控除(110万円)のほかに最高2000万円まで配偶者控除ができるとされている。(新903条①は持戻しの規定)
 - ・ 当然遺贈により配偶者居住権を設定した場合にも適用される(新1028条③)。
- (2) 配偶者() (新1028条以下…2020年4月1日施行)
- ・ 配偶者一代限りの居住権で要件は
- ① 相続開始時に居住して(新1028条① 本文)
 - ② 被相続人がその建物を配偶者以外の者と共有していないこと(同項但書)
 - ③ 以下(a)又は(b)のいずれかに該当するとき

(a) 当事者の意思による取得

ア 遺産分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき(同項1号)

又は

イ 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき(同項2号)

又は

ウ 被相続人と配偶者との間に、配偶者に配偶者居住権を取得させる旨の死因

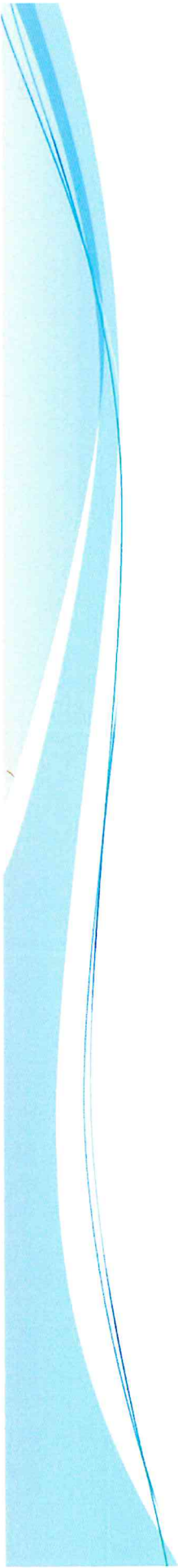
贈与契約があるとき(同項2号、554条)

(b) 遺産分割審判による取得

ア 共同相続人間に配偶者が配偶者居住権を取得することについて合意が成立してしているとき(新1029条1号)

又は

イ 配偶者が家庭裁判所に対して配偶者居住権を希望する旨を申し出た場合において、()の受ける不利益の程度を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必要があると認めるとき(同条2号)

- 
- 対抗力…()は、権利を取得した配偶者に対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負う(新1031条①)
 - 使用収益権…権利を取得すると、配偶者は居住していた建物全部について使用及び収益する権利が認められる(新1028条① 本文)
 - 存続期間…原則として終身の間(新1030条本文)。ただし、協議若しくは遺言等に別段の定めがあるときは、短くできる(同条但書)
 - 居住権の範囲…建物全体に発生する(新1028条① 本文)
 - 用法遵守義務・善管注意義務…(新1032条① 本文)
 - 譲渡禁止…(新1032条②)。しかし配偶者居住権も一種の法定債権であるので、権利を放棄することができ、建物所有者から対価を取得する合意は可能で、所有者の承諾を得て、第三者に使用させ、配偶者が収益を得る方法もある(新1032条③)
その場合の賃借人の第三者、建物所有者との関係については、賃貸借における転貸の規定が準用される(新1036条、債権法改正後 613条)

• 修繕等…配偶者は第一次的な修繕権を有する(新1033条①)。

通常の必要費は配偶者が負担し(新1034条①)、特別の必要費は支出した金額を建物所有者が負担し(新1034条②、583条②、196条①)、有益費は支出による価格の増加が現存する場合に限り、支出した金額又は増加額のいずれかを建物所有者の選択によって建物所有者が負担する(新1034条②、583条②、196条②)。修繕を要するとき、又は、居住建物について権利を主張する者があるときは、配偶者は建物所有者に遅滞なく通知しなければならぬ(新1033条③)。配偶者が相当の期間内に必要な修繕をしなければ、建物所有者は自ら修繕ができる(同条②)。

• 消滅事由

- ① 存続期間の満了(新1030条)
- ② 居住建物の滅失等(新1036条、債権法改正後616条の2)
- ③ 混同による消滅(520条)…所有権を取得した場合、ただし共有持分権を取得したに過ぎないときは消滅しない(新1028条②)
- ④ 配偶者居住権の消滅請求(新1032条④)…配偶者が違反(所有者の承諾なく第三者に使用等)した場合、建物所有者が消滅請求できることにした。
- ⑤ 合意又は権利放棄(519条)による消滅…合意又は配偶者による、一方的な権利放棄により、消滅できる。
- ⑥ 配偶者が死亡したとき(新1036条、債権法改正後597条③)

・配偶者居住権の評価額…相続人全員の合意が得られない場合には専門家の鑑定評価になる。相続税法上の評価額(相続税法23条の2の新設…2019年3月27日成立)は参考になる。

(3) 配偶者()

被相続人の意思にかかわらず、相続開始時に被相続人の建物に無償で居住していた配偶者を保護するため、要件は

- ① 配偶者が
- ② 被相続人の財産に属した建物に
- ③ 相続開始時に無償で居住していた場合に……で効果は当該居住建物(一部使用の場合はその部分に限り)に無償で一定の期間居住することができる債権である。

ただし使用権限は認められるが収益権限は認められない。

- ・この権利は、居住建物の所有権を相続又は遺贈等により取得した者に対する債権である。従ってこの建物の取得者は、配偶者の使用を妨げてはならない(新1037条②)が、この権利に()は認められず、建物所有者がこの義務に違反して第三者に譲渡した場合は、原則として()にこの権利を主張できない。
- ・期間については、配偶者が居住建物に遺産共有持分を有している場合は
 - ① 遺産の分割により帰属が確定した日又は
 - ② 相続開始の時から

6か月を経過した日のいずれか遅い日まで配偶者短期居住権が存続する。

他方配偶者以外の者が、遺贈、死因贈与により居住建物の所有権を取得したときや配偶者が相続放棄をしたときは、建物取得者はいつでもこの居住権の消滅の申入れができ(新1037条③)、この申入れの日から()を経過した日まで配偶者短期居住権は存続する。なお、配偶者が配偶者居住権を取得したとき、又は欠格事由とか廃除により、相続権を失ったときは短期居住権を取得しない(新1037条①ただし書)。

- ・ 配偶者短期居住権の消滅

配偶者の死亡によって消滅する(新1041条、597条③)。
居住建物が全部滅失等した場合も消滅する(新1041条、616条の2)。
配偶者居住権を取得した場合も消滅する(新1039条)。
第三者への使用は禁止されているが、違反した場合、建物取得者は消滅請求を行うことができる(新1038条)。新1039条に規定する場合を除き短期居住権が消滅した場合、建物の返還、付属物の収去、原状回復義務を負うことになる(新1040条)。

2. 遺言の利用促進

- (1) 自筆証書遺言の方式緩和(2019年1月13日施行)
相続財産の目録部分を自筆によらない方式()で作成添付することが認められた(新968条②前段)。
預金通帳等のコピーや不動産の全部事項証明書も考えられる。

- 署名押印は毎葉必要であり、両面記載があればそれぞれにする必要がある(新968条②後段)、押印は同一でなくてもいい(新968条①②)。なお、公正証書遺言と異なり、各葉の間に契印を押す必要はない。又、本文部分と目録部分を混在させることは認められないと考えられる。

(2) 法務局による自筆証書遺言保管制度(2020年7月10日施行)(別紙7参照)

- 自ら出頭して保管の申請をしなければならぬ()4条⑥ 別紙7参照)。
 - 要件確認のため無封で、省令で定める様式で(法4条②)。
 - 原本は施設内で保管される(法6条①)。
 - 災害等による滅失のおそれを考慮して情報がデータでも保管される(法7条①②)。
 - 遺言者は閲覧を請求できる(法6条②)が存命中は、遺言者以外の推定相続人等の閲覧や照会への回答は認められない(法9条①)。
 - 保管申請を撤回するためには自ら出頭する必要がある(法8条①)。
 - 遺言者が死亡した場合に限り、誰でも「関係遺言書」(請求者が相続人・受遺者等となっている遺言書)が遺言書保管所に保管されているか否かの有無を確認することができる(法10条①②、9条②)。
- そして保管されていれば関係者は、「遺言書保管事実証明書」の交付を請求できる(法9条①)。どの保管所でもいい(法9条②)。
- さらに遺言書保管ファイル(法7条②)に記録されている事項(遺言書の写しを含む)が記載されている「遺言書情報証明書」の交付を請求できる(法9条①)。

なお、原本の閲覧請求は、当該遺言書が保管されている保管所に対してする必要がある(法9条③)。また交付や閲覧をさせたときには他の遺言書関係者に、保管している旨を通知する(法9条⑤ 本文)。

- ・ 保管されている遺言書の検認は不要(法11条)で、遺言の執行は原本ではなく、遺言書情報証明書(複数発行可能)でも行うことができる。

(3) 遺言執行者の権限等

- ・ 法的地位の明確化…旧法では遺言執行者の法的地位は「()の代理人とみなす」(旧1015条)とされるのみで明確でなかった。そのため遺言者の意思と相続人の利益が対立する場合にトラブルになることがあった。そこで新1012条①に「遺言の内容を実現するため」との文言が追加され、あくまでも()の意思に従って職務を行うことが明確になった。また「相続人に対して直接にその効力を生ずる」(新1015条)と定められたことにより、その行為の効果が相続人に帰属することが明確になった。
- ・ () 承継遺言(新1014条②)。
遺言があれば、死亡のときに直ちに相続人が当該遺産を確定的に取得することとなる(最判H3年4. 19)とされ、相続人による単独の登記申請が認められている。しかし受益相続人の法定相続分を超える部分については対抗問題として処理される(新899条の2)こともあって、対抗要件具備行為については遺言執行者の権限に含めるものとされた(新1014条②)。
- ・ 特定の事情がない限りは、遺言執行者は()を負わない(最判H10. 2. 27)。

- 遺言執行者に払戻権限を認め、()まで委ねる方が手続きとして簡便であり、その権限を付与した(新1014条③ 本文)。
 - 遺言執行者は任務開始後遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければならない(新1007条)。
 - 遺言執行者は、他の法定代理人と同様、自己の責任で()に任務を負わせることができ(新1047条①)、第三者に任務を行わせることについてやむを得ない事由あるときは、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみ負う(新1047条②)。
- (4) 遺留分(2019年7月1日施行)
- 遺留分侵害額請求権
- 遺贈または贈与の目的財産は受遺者または受贈者または遺留分権利者の共有になることが多く、円滑な事業承継の障害となったり、共有関係の解消をめぐる新たな紛争を生じさせたりした。
- 他方、この制度は遺留分権利者の()や遺産の形成に()した権利者の潜在的()等を目的とする制度となっており、必ずしも物権的効果まで認める必要はなく、()に一本化すべきとの指摘もあって、権利の名前を減殺請求権から侵害額請求権に改め、()の支払いを請求する権利とした(新1046条①)。また請求を受けた人に配慮し、一部の支払いにつき期限を許与できるようにした(新1047条⑤)。

・侵害額の計算方法

遺留分を算定するための財産の額

= 相続開始時の相続財産 + 第三者に相続開始前1年間に贈与した財産の価額
+ 相続人に相続開始前10年間に婚姻若しくは養子縁組のためまたは生計の資本
として贈与した財産の価額 - 相続債務 となる(新1043条①)。

遺留分侵害額

= 遺留分を算定するための財産の額 × 個別的遺留分の割合
- 遺留分権利者が受けた遺贈または特別受益の額
- 遺留分権利者が相続によって取得すべき財産の額 (※1)
+ 遺留分権利者が承継する相続債務の額(新1046条②)。

※1については、新法では寄与分を考慮しない、具体的相続分と明確にされた
(新1046条②②)

- ・相続債務がある場合の受遺者または受贈者の負担額
受遺者または受贈者が遺留分権利者の承継した相続債務を弁済等によって消滅させ
たときは、消滅した債務額の限度において、遺留分権利者に対する意思表示により、
遺留分侵害額請求により負担した債務を消滅させることができる(新1047条③)。

3. 相続人等関係者間の公平の促進

(1) 遺産分割前の遺産の処分・仮処分

- ・ 遺産分割前に遺産に属する財産が処分された場合には、共同相続人が全員同意すると、()も遺産分割時に遺産として()とみなすことができる(新906条の2①)。そして共同相続人が処分した場合には、処分をした者の同意は不要(新906条の2②)。
- ・ 葬儀費用や被相続人の治療費などの支払いのために一定の金額を引き出せるようにした。口座基準で判断され、相続開始時の預貯金の()の金額に、相続人の法定相続分を乗じた金額が上限(新909条の2)で、ただし1つの金融機関から、()が上限とされている。

(2) 特別の寄与() (2019年7月1日施行)

一定の要件の下で相続人でない親族に特別寄与料の支払請求権というものが認められることになった(新1050条①)。

・ 要件は

- ① 相続人でない親族の人が
- ② 無償で()
- ③ 被相続人の()

寄与したこと。

- 請求の仕方は…まずは()。協議が整わなかったり、協議ができなかったりしたときは、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することになる(新1050条② 本文)。
- 期間…相続の開始及び相続人を知った時から()、又は相続開始時から()を経過すると特別寄与料の支払請求をすることはできなくなる(新1050条②ただし書)。()の期間制限はいわゆる除斥期間。
- どの家裁か…相続が開始された地を管轄する家庭裁判所(新家事事件手続法216条の2)。この点は遺産分割審判事件との併合審理が強制される寄与分とは異なる(家事事件手続法192条前段)。
- 額の決め方は…寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他()を考慮して定める(新1050条③)。ただし、一応の上限はある(新1050条④)。この点は相続人の寄与分(904条の2③)と同様。また、法定相続分に応じて、それぞれの負担額は異なることになる(新1050条⑤)。

4. おまけ()の法改正の一部)

(1) 所有者不明土地問題の解決と予防のために

• 所有者不明土地とは

- ① ()が分らない土地(すでに死亡)
- ② 所有者の() が分らない土地(連絡が付かない)

(2) 不動産登記法の改正(R3年4月1日成立 R6年～R9年に施行か?)

- ① 相続等による所有権の移転の申請を、知った日から()以内と義務付けるとともに、正当な理由なく義務に違反した者に対する過料(()以下)の罰則を設ける(不登法76条の2及び164条①)。
- ② 所有権の登記名義人の氏名、住所等の変更の登記の申請を、変更があった日から()以内と義務付けるとともに正当な理由なくその義務に違反した者に対する過料(()以下)の罰則を設ける(不登法76条の5及び164条②)。
- ③ 相続人その他の一般承継人(本人はもちろん)は、登記官に対し手数料を納付して、被承継人に係る() (所有不動産を()したものの)の交付を請求することができる(不登法119条の2)。
- (3) 相続土地国庫帰属制度(R3年4月28日の公布から2年以内に施行)所有者不明土地の発生を抑制するため、相続又は遺贈により土地の所有権を取得した相続人が、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度。「通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地」に()を国庫帰属の要件として求め、法令で具体的に類型化(条文は省略)。

(4) 民法の改正(所有者不明土地関係)の主なもの(R3年4月28日公布)

- ① 相隣関係の見直し(省略)
- ② 共有の見直し(省略)
- ③ 財産管理制度の見直し(省略)
- ④ 相続制度(遺産分割)の見直し(公布から2年以内に政令で定める日から施行)
相続人が複数いると(多いほど)、各相続人の持分権が互いに制約し合う関係になり、共有遺産の管理に支障を来す事態が生じ、長引けば所有者不明土地の発生になりかねない。そこで遺産分割をより速やかに行うための改正を考えた。

遺産分割相続分の種類

1. () 相続分…相続人の話し合いで決める。
2. () …遺言により決める。
3. () …みなし相続財産×法定相続分－特別受益＋寄与分
4. () …法律で定められている画一的な割合

・相続開始時から()を経過した後にする遺産分割は具体的相続分ではなく()相続分又は()相続分による(新民法904条の3)。ただし、相続人全員が具体的相続分に合意した場合は、その遺産分割が可能。

また、改正法の()前に被相続人が死亡した場合の遺産分割についても、新法のルールを適用(改正法附則3)、ただし経過措置により、少なくとも施行時から()の猶予期間を設ける。

- ・遺産共有と通常共有が併存する場合において、相続開始時から()を経過したときは、遺産共有関係の解消も、地方裁判所等の共有物分割訴訟において実施することを可能とする、ただし被告である相続人が異議申出をしたときは、不可(新民法258条の2②③)。

・不明相続人の不動産の持分取得・譲渡

共有者(相続人を含む)は、相続開始時から()を経過したときに限り、持分取得・譲渡制度により、所在等不明相続人との共有関係を解消することができる。

① 共有者は、()を得て、所在等不明相続人(氏名等不特定を含む)の不動産の持分をその価額に相当する額の金銭の()をした上で、()することができる(新民法262条の2③)。

② 共有者は()を得て、所在等不明相続人以外の共有者全員により、所在等不明相続人の不動産の持分を含む不動産の全体を、所在等不明相続人の持分の価額に相当する額の金銭の()をした上で、()することができる(新民法262条の3②)。

- ・その他詳細については省略、不動産登記法、相続税法、家事事件手続法の資料は、付けていません。参考にした本 遺産分割実務マニュアル第4版 など

(東京弁護士会法友全期会相続実務研究会 編集)

第3部 具体的事例

被相続人 栗鳥州 六郎 相続関係説明図

本籍 愛知県西尾市若松町無番地
 最後の住所 名古屋市中川区労山町1丁目1番地の1
 (小城北シルバ一住宅999号)
 生年月日 昭和5年12月27日
 死亡年月日 令和3年6月11日

本籍 西尾市若松町無番地
 栗鳥州 喜平次
 死亡年月日 昭和27年2月17日

栗鳥州 うめ
 死亡年月日 昭和13年8月28日

栗鳥州喜平次、栗鳥州うめともに右記9人以外の子はいない。
 栗鳥州六郎には、配偶者も子もいません。愛人(子は別にいます)は同居していません。
 栗鳥州六郎の兄弟姉妹は右記のとおり全員亡くなっています。
 栗鳥州六郎の甥、姪のうち、生存しているのは右記の20人です。

本籍 西尾市若松町無番地 長男 栗鳥州 一郎 死亡年月日 昭和49年4月8日	— ※1
本籍 西尾市若松町無番地 二男 栗鳥州 二郎 死亡年月日 平成22年7月13日	— ※2
本籍 岐阜県羽島郡笠松町東野町99番地 長女 東野 しま 死亡年月日 平成23年10月29日	— ※3
本籍 西尾市西野町99番地 二女 西野 まい 死亡年月日 平成28年10月20日	— ※4
本籍 岡崎市岡町字南野99番地1 三男 栗鳥州 三郎 死亡年月日 平成2年11月13日	— ※5
本籍 西尾市下町北野9番地1 四男 栗鳥州 四郎 死亡年月日 平成9年11月7日	— ※6
本籍 名古屋港区土古町9丁目1 五男 栗鳥州 五郎 死亡年月日 平成30年5月4日	— ※7
本籍 西尾市若松町無番地 六男 栗鳥州 六郎 死亡年月日 令和3年6月11日	— ※8
本籍 大阪府大阪市阿倍野区松食虫通9丁目1番地 七男 栗鳥州 七郎 死亡年月日 平成30年1月7日	— ※8

本籍 尾張旭市東栄町一丁目1番地1
住所 尾張旭市東栄町一丁目1番地1
長女 相 春田 春

本籍 名古屋緑田区九番一丁目1111番地
住所 三重県いなべ市大安町春野1999番地11
長男 相 栗島州 春男

本籍 西尾市若松町無番地
長女 栗島州 緑
死亡年月日 昭和28年2月11日

本籍 岡崎市土井町字夏田9番地1
住所 岡崎市土井町字夏田9番地1
二女 相 夏田 赤

本籍 西尾市若松町無番地
住所 西尾市貝吹町99番地
三女 相 栗島州 黄

本籍 西尾市若松町無番地
住所 西尾市貝吹町99番地
長男 相 栗島州 青

本籍 名古屋市名東区梅森坂東一丁目101番地
住所 名古屋市名東区梅森坂東一丁目101番地
長男 相 東野 一平

本籍 安城市花ノ木町99番地11
住所 神奈川県横浜市区南区六ツ川一丁目99番地1 横浜パ^ー-クワット棟101号室
二男 相 東野 二平

本籍 岡崎市大門1丁目1番地1
住所 岡崎市上地9丁目99番地1
長男 相 西野 三平

本籍 安城市百石町1丁目19番地1
二男 西野 四平
死亡年月日 平成23年9月11日

本籍 東京都青梅市榎木町一丁目99番地9
住所 東京都青梅市榎木町一丁目99番地9
長男 相 栗島州 一志

本籍 愛知県岡崎市岡町字石原1番地1
住所 東京都小金井市関野町1丁目1番1号
二男 相 栗島州 二志

本籍 半田市瑞穂町一丁目1番地11
住所 半田市瑞穂町1丁目7番地の11
三男 相 栗島州 三志

本籍 愛知県岡崎市岡町字南野99番地1
住所 東京都三鷹市大沢1丁目1番1号 大沢ハイツ909
四男 相 栗島州 四志

本籍 安城市美園町1丁目1番地1
住所 安城市美園町1丁目1番地1
長女 相 夏野 夏子

本籍 西尾市下町北野99番地
長男 栗島州 五志
死亡年月日 平成26年2月26日

本籍 蒲郡市形原町北見1番地1
住所 蒲郡市形原町北見1番地1
二男 相 栗島州 六志

本籍 滋賀県草津市東草津一丁目1番
住所 滋賀県草津市東草津一丁目1番99-101号
長男 相 栗島州 一太

本籍 名古屋市中村区横後町111番地
住所 名古屋市中村区横後町111番地
二男 相 栗島州 二太

本籍 名古屋市中川区北1番1号
住所 相 栗島州 三太

本籍 神奈川県横浜市東区西田南1-1-1
住所 相 栗島州 四太

本籍 大阪府大阪市阿倍野区松食虫通9丁目1番地
住所 大阪府大阪市東住吉区西織田1丁目1番1号
長女 相 栗島州 冬子
駒田マシヨン 101号

本籍 大阪府大阪市阿倍野区松食虫通9丁目1番地
住所 大阪府大阪市阿倍野区松食虫通9丁目1番1号
二男 相 栗島州 五太

※1

※5

※2

※6

※3

※7

※4

※8



ご清聴ありがとうございました

愛知県行政書士会

岡崎支部 鍋田 建治

